

環境モデル都市募集要領

地域活性化統合事務局

平成20年4月

環境モデル都市募集要領
～低炭素社会に向けての挑戦～

I 趣旨

環境モデル都市の募集・選定は、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくという第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）を受けて「都市と暮らしの発展プラン」（平成 20 年 1 月 29 日地域活性化統合本部会合了承）に位置づけられた取組である。

環境モデル都市の募集の目的

1) 地球温暖化問題への統合アプローチの提示

地球温暖化問題への対応については、交通対策、エネルギー対策、廃棄物対策、森林保全等個別政策分野毎又は産業や民生等主体毎に、対応策や対応技術等についての一定の知見が集積し、効果を上げている。しかし、より大幅な削減効果の実現と継続を図るため、得られた知見の集積を社会経済システムに組み込み、都市・地域がそれぞれの特性を活かして地球温暖化対策に自律的に取り組むことができる分野横断的な取組の方策（統合アプローチ）を早期に具体的に示し、低炭素社会の構築を進めることが我が国の地球温暖化対策の急務となっている。

また、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定。以下同じ。）では、低炭素型の都市・地域構造や社会システムの形成について、「都市・地域構造や交通システムの抜本的な見直し、エネルギー消費主体間の連携等による社会経済システムの見直し等により、エネルギーの効率的利用を構造的に組み込むことの効果は大きい。」としている。

これらを踏まえ、都市・地域の固有の条件や課題を前提とした地球温暖化対策の具体的な提案を募集し、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする 10 都市・地域を「環境モデル都市」として選定する。

選定した「環境モデル都市」の提案を実現し、当該都市・地域における温室効果ガスを大幅に削減することにより、統合アプローチによる低炭素社会の構築に向けた具体的な道筋と我が国の将来像を示す。

2) 低炭素社会における都市・地域の活力の創出

都市・地域の提案は、コミュニティや住宅、建築物、インフラ等の既存ストックを地域の知恵と工夫によって活用し、温室効果ガスの大幅な削減と都市・地域の新たな魅力や今後の長期的な活力の創出を同時に実現するものであることが期待される。

温室効果ガス排出の大幅な削減と都市・地域の新たな魅力や活力の創出を同時に達成する具体的な事例を示すことにより、我が国全体での低炭素社会の構築に向けた取組を促す。

環境モデル都市の選定と提案の具体化等

応募提案については、Ⅱに掲げる①～⑤の5つの「提案の視点」に基づき、地域間バランスや都市・地域の規模等のバランスも考慮して選定する。

選定にあたっては、総理の主催する地球温暖化問題に関する懇談会の下に置かれた「環境モデル都市・低炭素社会づくり分科会」の委員によるヒアリングを必要に応じて行い、その助言を受ける。

選定された都市・地域は、環境モデル都市アクションプラン[※]の策定・実施に取り組む。

国は、環境モデル都市アクションプランの円滑な実施に向けて、環境モデル都市推進関係省庁連絡会議も活用し、新たな制度的枠組みの構築の検討を含め、総合的な支援を行うとともに、環境モデル都市の取組を国内外に波及させるため、施策の展開や情報の発信に努める。

※ アクションプランは、提案を基に、

1) 2050 年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（2020 年～2030 年前後までの期間。以下同じ）の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針（2050 年前後までの長期の取組方針の提示が可能であればそれも含む。）

2) 21 年度以降 25 年度末までの 5 年以内に具体化する予定の取組内容を示すもの。選定都市において 20 年度中に策定する。

提案の詳細はアクションプランの策定に向けた検討の中で決定されていくことを想定している。

II 募集する提案

「環境モデル都市」応募提案に求められる内容

上記 2 点を目的として募集する応募提案には次の内容が求められる。

1) 効果的な温室効果ガス削減の具体策の提示

京都議定書目標達成計画では「我が国の温室効果ガス排出量の 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の削減については下記の 6 つの基本的考え方に基づき各種対策・施策を実施することが必要である。」としている。

- 点から面へ
- 主体間の垣根を越える
- 需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ
- 原単位の改善に重点を置いたアプローチ
- 排出量の増大要因に対応した効果的な取組
- 国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革

応募提案にはこれらの考え方を踏まえた、都市・地域固有の条件や課題に即した効果的な温室効果ガス削減の具体策の提示が求められる。

2) 全国的な取組へと波及する統合アプローチの提示

応募提案は都市・地域の活力の創出、人々の生活や仕事のあり方の変革、住宅・建築物・インフラ等の既存ストックや再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の地域資源の活用、食料、木材等の地産地消の促進、日本の誇る環境技術や情報通信技術の活用等の幅広い観点から、分野横断的な統合アプローチで大幅な温室効果ガス削減に取り組むものであることが求められる。

また、記述に際しては、取組の具体的な方策や考え方の先導性・モデル性を分かりやすく示し、取組の国内外への波及効果の大きさを想起させることが求められる。

3) 魅力的な都市・地域の将来像の提示

温室効果ガス排出の大幅な削減を目指したまちづくりに市民等の参画を得て継続して取り組むためには、その取組が都市・地域の新たな魅力や今後の長期的な活力の創出につながることを示すことが必要である。

応募提案には、低炭素社会において目指すべき魅力的な都市・地域の将来像の提示が求められる。

提案の視点

応募提案は下記に掲げる視点を備えていることが必要である。

① 温室効果ガスの大幅な削減

温室効果ガス排出の大幅な削減*など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする提案であること。

※以下の温室効果ガス排出削減の考え方に沿った取組であることを推奨。

- ・2050年に半減を超える長期的な目標を目指すものであること。
- ・早期に都市・地域内の排出量をピークアウトすることを目指すものであること。
- ・2020年までに30%以上のエネルギー効率の改善を目指すものであること。

② 先導性・モデル性

高い排出削減目標等を掲げ、その達成に向けて都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む他に類例のない取組であること。また、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた全国及び世界の他都市・地域への、取組の波及効果が見込まれること。

③ 地域適応性

都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイ

ディアが盛り込まれた取組であること。

④ 実現可能性

地元住民、地元企業、大学、NPO 等の幅広い関係者の参加を得て取組の確実で円滑な実施が見込まれるとともに、削減目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画であること。

⑤ 持続性

新たなまちづくりの概念の提示や関係者の持続的な参加や取組の波及を促す枠組みや仕掛けがあり、将来のまちづくりを担う世代への環境教育等人づくりも含めた取組が行われており、都市・地域の長期的な活力の創出に支えられ、取組の持続的な展開が期待できること。

III 応募主体

応募主体は原則として市区町村とする。

複数の市区町村の連携した取組の提案も受け付けるが、1 市区町村の応募できる提案は1 件とする（他市区町村と連携した提案と自らの単独の提案を同時に提出することはできない）。

都道府県については、市区町村と連携して取り組む場合に応募主体の構成員として提案を行うことができる。

IV 提案の内容

提案は次の項目を提案書様式1 にそって整理したものをもって行う。また、提案書様式2 により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成する。必要に応じ、参考資料を添付すること。

1. 全体構想

目標とする環境モデル都市の姿と目標達成への道筋について概括し、以下の項目で整理する。

1-1. 環境モデル都市としての位置づけ

Ⅱに掲げたエネルギー起源二酸化炭素の削減についての「6つの基本的考え方」や5つの「提案の視点」を踏まえ、提案のアピールポイントについて記述する。

提案をとりまとめるにあたっては、本項目に示す考え方を基に、具体的な方策や考え方の先導性・モデル性を分かりやすく示し、国内外への取組の波及効果の大きさを想起させる提案資料となるよう留意すること。

1-2. 現状分析

1-2-① 温室効果ガスの排出実態等

都市・地域の温室効果ガスの排出実態について、排出総量、産業、民生、運輸等の部門別の排出量、及びその推移について記述し、更にもその特徴について簡潔に記述する。

数値については推計でも可とするが、推計に用いたデータ及び推計方法について参考資料として添付すること。

また、これまでの温室効果ガス排出の削減に向けた取組を行っている場合には、取組内容とその効果を踏まえ、今回の提案がこれまでの取組のどこを活かし、課題にどう対応するものであるかを明らかにする。

1-2-② 関係する既存の市区町村の行政計画

市区町村のエネルギー計画や交通計画、総合計画や基本構想等低炭素社会の実現に向けた取組に関する行政計画が、温室効果ガス排出を削減する方向の計画となっているか、又は今後削減する方向で検討する予定があるかについて記述する。

1-3. 削減目標等

1-3-① 削減目標

都市・地域の将来像、長期（2050年前後までの期間。以下同じ。）の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（2020年～2030年前後までの期間。以下同じ。）の温室効果ガスの削減目標を記述する。

目標については都市・地域の特性や取組内容に応じ、総量目標、部門別目標、原単位目標等適切なものを選択して設定し、設定の考え方について記述する。

自らの都市・地域内での削減目標の他、国内外の他地域においても温室効果ガスの削減効果の波及が認められる場合には、それも目標とすることが可能。

1-3-② 削減目標の達成についての考え方

Ⅱ1) に示したエネルギー起源二酸化炭素の削減についての6つの基本的な考え方、現状分析（1-2）の記述を踏まえ、1-3-①に掲げる削減目標の達成に向けた中期の取組方針の考え方を記述する。長期の取組方針の考え方を示すことが可能であればそれについても記述する。

その際、将来の人口の増減や経済動向等の推計データを踏まえた排出量のトレンドや、取組による削減の程度を記述する。

また、都市・地域の温室効果ガス削減の取組方針とその削減の程度及びその見込みの根拠について簡潔に記述する。

1-3-③ フォローアップの方法

提案全体の進捗について、定期的な温室効果ガスの排出状況の把握、それ

を踏まえた取組の見直し等フォローアップの方法について記述する。

取組の内容に応じて温室効果ガスの排出状況の把握の他、公共交通機関の利用者数、住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況など、排出削減に向けた取組の進捗を検証するため、中長期的にフォローアップすべき指標等を設定し、状況を把握することが適切と考えられる場合には、その指標や把握方法についても記述する。

※5年以内に具体化する予定の取組のフォローアップの実施については、取組内容の欄に記述することとなるため、この項目に記述する必要はない。

1-4 都市・地域の活力の創出等

取組の実施により期待される都市・地域の活力の創出や住民の生活の質の向上等、地球温暖化問題への対応にとどまらない幅広い効果について記述する。

2 取組内容

全体構想を踏まえ、1) 21年度以降の中期の削減目標に向けた取組方針、2) 21年度以降 25年度末までの5年以内に具体化する予定の取組に関する事項を整理する。

整理にあたっては、「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎として取組を分類し、各分類毎に以下の内容を記述する。

① 取組方針

「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記述した「中期の取組方針の考え方」を踏まえ、中期の取組方針（長期の取組方針の考え方の提示が可能であればそれについても記述する。）と 21年度以降 25年度末までの5年間に具体化する予定の取組の位置づけについて記述する。

また、政府の関連施策と連携した取組が可能な場合には、当該施策との関係について記述する。

② 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容

21年度以降 25年度末までの5年間に具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、その効果や実現可能性が明らかになるよう記述すること。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に記述すること。

場所

特定の地区で重点的に行う取組については、都市・地域におけるその地区の位置づけ、都市・地域全域への取組の展開や削減の波及効果について考え方等を記述する。

また、その場所が特定できる地図を参考資料として添付すること。

実施主体

取組を実施する者について可能な限り具体的に記述する。

実施時期

取組の開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。

削減見込み

事業の進捗や効果の把握を行うことが可能な取組について、その指標や把握の方法、又はそれを基に推計を行う場合の温室効果ガスの削減見込みについて記述する。

住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況などを削減効果に見込む場合にはその前提についても記述する。

フォローアップの方法

削減状況や施策の進捗状況の把握等、フォローアップの方法について可能であれば記述する。

③ 課題

取組の実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。

3. 平成 20 年度中に行う事業の内容

平成 20 年度中に行う下記の例に示す事業等について主要なものの内容を記述する。

例)

- 提案内容の実践的具体的検討のための事業
- 環境モデル都市アクションプランの策定に向けた合意形成のために行う事業
- 環境モデル都市アクションプランの先行的な実施のために行う事業

4. 取組体制等

環境モデル都市アクションプランの策定及び実施を円滑かつ効果的に進めるためには、都市・地域の住民グループ、NPO、企業、研究機関等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組む必要がある。

温室効果ガスの削減に向けた下記の例に示す取組体制について記述する。既存の枠組みを活用する場合には、既にその枠組みの下で行われている取組の状況を記述する等により、実効性が確保されることについて記述する。例)

- 市町村における推進体制の整備等
- 計画に基づく事業・措置の推進、効果検証のための事業者や市民等の様々な主体の参加及び各種の施策、事業等との連携・調整等
- 大学、地元企業等の知的資源の活用

V 募集期間・応募書類の提出方法

(募集期間)

平成20年4月11日(金)～5月21日(水)。

(募集締切)

平成20年5月21日(水) 17:00 必着

※締切後の提出は一切認めない。

(郵便事情等で紙媒体の提出が遅れる場合にあつては、電子メールの到着を提出と見なす。)

(提出方法)

応募書類については、下記まで郵送及び電子メールの双方で、提案書様式1, 2及び参考資料を送付すること。

なお、様式については内閣官房地域活性化本部会合のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)にあるファイルをダウンロードして使用してください。

○郵送にあたっては下記の資料(紙媒体及び電子媒体)を送付すること。

紙媒体：40通

提案書様式1, 2及び参考資料一覧、参考資料の順で一つの紙ファイル等とじ、ファイルの表及び背に「●●県●●市環境モデル都市提案書」と記したもの。

電子媒体(CD-R)：15セット

提案書様式1, 2及び参考資料について、拡張子が.doc、.ppt又は.pdfいずれかの形式の文書ファイルで作成したもの。

○電子メールによる送付にあたっては、提案書様式1, 2を「●●県●●市（又は区・町・村）.pdf」の名称の1つのPDFファイルに統合した上で下記のアドレス宛に送付すること。（参考資料のPDFファイルは電子メールで送付しないこと。）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案様式のどの記述に対応するものであるか明らかになるようにすること。

提出先：地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

吉野、北島

アドレス：g.eco_model@cas.go.jp

（提出資料の扱い）

提出された提案書様式1、2及び参考資料については原則公開とする。

VI 問い合わせ先

地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

電話：03-5510-2207 吉野

：03-5510-2175 北島